

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
（県例規集登載）

【公安委員会】

○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施

〃

組織犯罪対策第二課

生活安全企画課

〃

目次

担当課（室）

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第二百二十九号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金から適用する。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表公安委員会の部岡山県青色防犯パトロール活動補助金の項の次に次のように加える。

岡山県暴力団 離脱者受入事 業所損害補償 事業補助金	暴力団構成員 の暴力団から の離脱及び社 会復帰の促進	公益財 団法人 岡山県 暴力追 放運動 推進セ ンター	公益財団法人岡山 県暴力追放運動推 進センターが行う 暴力団離脱者受入 事業所損害補償事 業	公益財団法人岡山 県暴力追放運動推 進センターが支給 する損害補償金の 二分の一。ただし、 五十万円を限度と する。
-------------------------------------	--------------------------------------	---	---	--

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

◎岡山県公安委員会告示第四十二号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成三十年三月三十日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日 時	場 所
平成三十年四月十一日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成三十年四月十六日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年四月十七日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成三十年四月二十三日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年四月二十六日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成三十年五月七日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

<p>平成三十年五月十四日(月) 午前十時</p>	<p>平成三十年五月十六日(水) 午後一時</p>	<p>平成三十年五月二十一日(月) 午前十時</p>	<p>平成三十年五月二十四日(木) 午後一時</p>	<p>平成三十年五月二十八日(月) 午前十時</p>	<p>平成三十年五月二十九日(火) 午後一時</p>	<p>平成三十年六月一日(金) 午後一時</p>	<p>平成三十年六月四日(月) 午前十時</p>	<p>平成三十年六月六日(水) 午後一時</p>	<p>平成三十年六月十一日(月) 午前十時</p>
	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

平成三十年六月十八日(月) 午前十時	
平成三十年六月二十五日(月) 午前十時	
平成三十年六月二十六日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場

2 ファイルドトラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。)

日 時	場 所
平成三十年四月十一日(水) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成三十年四月十六日(月) 午前九時	
平成三十年四月十八日(水) 午前九時	
平成三十年四月二十三日(月) 午前九時	
平成三十年四月二十五日(水) 午前九時	

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

午前九時 平成三十年五月七日(月)	午前九時 平成三十年五月九日(水)	午前九時 平成三十年五月十四日(月)	午前九時 平成三十年五月十六日(水)	午前九時 平成三十年五月二十一日(月)	午前九時 平成三十年五月二十三日(水)	午前九時 平成三十年五月二十八日(月)	午前九時 平成三十年五月三十日(水)	午前九時 平成三十年六月四日(月)	午前九時 平成三十年六月六日(水)
----------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	----------------------	----------------------

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

平成三十年六月十一日（月） 午前九時	平成三十年六月十三日（水） 午前九時	平成三十年六月十八日（月） 午前九時	平成三十年六月二十日（水） 午前九時	平成三十年六月二十五日（月） 午前九時	平成三十年六月二十七日（水） 午前九時

3 スキート射撃（クレイがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

平成三十年四月十七日（火）	平成三十年四月十三日（金） 午前十時	平成三十年四月十一日（水） 午後一時	日 時
岡山市北区御津下田六二九	倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場	場 所

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

- 三 受講手続
- 1 提出書類
 - 所定の様式による受講申込書
- 2 提出先

午後一時	平成三十年六月一日(金)	岡山県クレール射撃場
午後一時	平成三十年六月一日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成三十年六月六日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
午前十時	平成三十年六月八日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前十時	平成三十年六月十五日(金)	
午前十時	平成三十年六月二十二日(金)	
午後一時	平成三十年六月二十六日(火)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
午前十時	平成三十年六月二十九日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

◎岡山県公安委員会告示第四十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成三十年三月三十日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

ライフル銃

二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
平成三十年四月十日（火）	午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
平成三十年四月十日（火）	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成三十年四月十七日（火）	午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
平成三十年四月二十四日（火）	午前九時		
平成三十年五月一日（火）	午前九時		
平成三十年五月八日（火）	午前九時		
平成三十年五月八日（火）		真庭市仲間一八一六	

平成30年3月30日 岡山県公報 号外

午前九時	湯原国際射撃場
平成三十年五月十五日(火) 午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成三十年五月二十二日(火) 午前九時	
平成三十年五月二十九日(火) 午前九時	
平成三十年六月五日(火) 午前九時	
平成三十年六月五日(火) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成三十年六月十二日(火) 午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成三十年六月十九日(火) 午前九時	
平成三十年六月二十六日(火) 午前九時	

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地进行管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。